

通信プラットフォーム研究会 第3回 議事要旨

- 1 日 時 平成 20 年 5 月 15 日（木） 14:00～16:00
- 2 場 所 総務省 1 階第 1 会議室
- 3 出席者
 - ・ 構成員（五十音順、敬称略）
相田仁（座長）、江崎浩、太田清久、岡村久道、河村真紀子、津坂徹郎、野原佐和子、藤原まり子
 - ・ オブザーバ
株式会社 ACCESS、イー・モバイル株式会社、株式会社インフォシティ、株式会社ウィルコム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、グーグル株式会社、KDDI 株式会社、株式会社ジェーシービー、ソフトバンクモバイル株式会社、社団法人テレコムサービス協会、社団法人テレコムサービス協会 MVNO 協議会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本経済団体連合会、東日本旅客鉄道株式会社、マイクロソフト株式会社、三井物産株式会社、モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局、ヤフー株式会社
 - ・ 総務省
武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、古市料金サービス課長、竹内電気通信技術システム課長、高地事業政策課企画官、阿部事業政策課課長補佐
- 4 議事内容
 - 開会
 - 議事
- 5 主な議論
 - （1）オブザーバからのプレゼンテーション②
以下の 5 社がプレゼンテーションを行った。
 - 1) イー・モバイル株式会社
 - ・ 積極的に MVNO と連携をはかり、モバイルブロードバンドを推進。
 - ・ 移動体通信市場においては、オープン化の促進等、競争促進施策は引き続き必要。
 - ・ オープン型モバイルビジネスの促進のためには、ユーザ ID ポータビリティ、コンテンツ・メールアドレスのポータビリティが有効。
 - ・ MVNO の推進には、xVNO として活用できる NGN の光アクセスの GC 接続メニューも必要。
 - 2) グーグル株式会社
 - 3) KDDI 株式会社
 - ・ プラットフォームについて、サービスの高度化・多様化を通じ利用者の利便を高めるといった観点から、その活用について検討することは有意義。
 - ・ 多様な主体が提供する必然性が生じた機能については、自ずと市場環境の

中で利用条件が整備されていくものと認識。

- ・将来的な機能の共通化に関しては、優れたプラットフォームの開発競争によりサービスの発展が図られることから、多様化とのバランスに配慮した検討が必要。
- ・従来の垂直統合モデルを更に発展させていくことに加え、多様な企業がプラットフォームを利用して利用者の利便を向上させることができるよう、ニーズに照らした利用条件の整備を進めているところ。
- ・消費者保護の観点では、セキュリティの確保や責任分担の在り方にも十分配慮が必要。

4) マイクロソフト株式会社

- ・プラットフォームは何かという定義は困難であり、そのため、ある一定の範囲を区切ってオープン化を図るのは難しいのではないかと。
- ・今後は、ポータビリティが一つの論点として上がってくると思うが、特にクラウドコンピューティングに存在するデータやアプリケーションプラットフォームに存在する各種コードをどのようにポータブルにするかという点が重要。
- ・日本が今後もネットの世界でのプレゼンスを保持していくためには、経営上や各種制度によるコストを適正化し、国際競争力を強化していくことが重要。
- ・端末プラットフォームについては、競争・技術革新と安心・安全のバランスに配慮して検討することが必要。

5) 三井物産株式会社

- ・現在の日本の携帯電話のビジネスモデルは、コンテンツ・サービスプロバイダのアイデア、高機能端末を提供するメーカーの技術力、高速で信頼性の高いネットワーク構築力等が相まって、先進性の高いものとなっている。
- ・今後は、地域免許であるインフラと切り離れた国際展開が可能なサービスを育成していくことが必要。
- ・そのためにも、公正な競争環境の整備が重要。

(2) 自由討議

○(イー・モバイル資料について) P 13のメールアドレス・ポータビリティだが、既存の携帯電話事業者のアドレスを持ち運ぶ、というよりもそういったアドレスからは独立したアドレスを持ち運ぶ方が望ましいのではないかと。

(構成員)

→将来的にはそのように考えるが、現在メールアドレスが持ち運べないからという理由で乗換に消極的な利用者もいるため、現時点ではこのように表現している。(オブザーバ)

○(三井物産資料について) P 13にプラットフォーム事業者を監視するとあるが、これは誰が監視するのか。(構成員)

→自由競争が本来の形だと思うが、ある程度法律に基づいた登録や認可といった形で監視することが必要なのではないかとと思う。(オブザーバ)

- メールアドレス・ポータビリティに関して、ドメイン名まで引き継ぐということには、技術的に違和感がある。独立したアドレスの共有等を模索するのが具体的な解決策になるのではないか。(オブザーバ)
- 携帯電話のメールと、PCでのメールは本質的に違うものなのではないか。PCと同じであれば、メールがリアルタイムに届かないといった遅延についての責任をいずれかに問う必要はないかもしれない。また、現在の携帯電話事業者の提供するメール機能には、PUSH機能が付属しているが、第三者のメール機能提供事業者にもこの機能を提供するのか。(構成員)
 - メールの遅延については、固定の場合と同じ扱いになると考える。また、PUSH機能については、そもそも技術的に可能なのかこの場では分からないので、持ち帰って確認したい。(オブザーバ)
- メールアドレス・ポータビリティにはやはり違和感を持つ。ドメイン名には管理主体が示されており、これは世界的に統一された規格である。また、携帯電話にメールを送る場合、ドメインにより相手方が携帯かどうか判断し、メールを短くしたりしている。これらを考えると、管理主体とドメイン名を切り離すのは難しいのではないか。(構成員)
 - 例えば移行してきた利用者のE Z w e bのメールアドレスの管理を当社が行う、というのではなく、当社がE Z w e bのプラットフォームにアクセスして情報のやり取りを行うことを可能とする、という意味でメールアドレス・ポータビリティという言葉を使っている。(オブザーバ)
- (三井物産資料について) P 1 3に「グローバル」という語があるが、これは他のオブザーバの考えと共通した意味合いのものなのか。(構成員)
 - 当社の考えと相反するものではないと思うが、当社はどちらかと言うと、日本国内でも海外と同じようにビジネスが可能となることをグローバルと表現しているが、この資料内では海外にビジネスを展開することをグローバルと表現しているように考える。(オブザーバ)
 - 当社も同様。また、日本は情報通信において先進国であるので、日本におけるビジネスをモデルとして国際的に展開したい。(オブザーバ)
 - 同じことを考えていると思う。日本は優位性があるうちに、これを活かして国際的に展開するべきである。失敗事例を見ると、インフラと一体となったプラットフォームを国際的に展開しようとして、インフラ部分が受け入れられずに失敗していると思う。この点に留意する必要がある。(オブザーバ)
- 三井物産のプレゼンテーションの趣旨は、「通信レイヤーに存在する技術や仕様の違いに関係なく、上位レイヤーのプレーヤーが各国でサービスを提供できるよう、差分を埋めるのがプラットフォームの役割」だと理解したので、むしろ「携帯電話事業者の出番では無い」という意味に受取った。ただ、実際には御指摘のようにプラットフォーム機能は通信レイヤーと連携しているものであり、携帯電話事業者に出来る部分もあると思う。(オブザーバ)

- メールアドレス・ポータビリティには大きなニーズがあると感じる。接続先の切り替えが可能とする携帯電話事業者があり、それを利用して端末からその事業者以外のメールアドレスを直接利用できるようにしたサービスが実際にある。技術的には他の事業者でも可能であろうと考える。これに加え、携帯電話事業者には接続先をボタン一つで簡単に変更できる端末の仕様も併せて御検討いただきけるとなると良い。また、サービスを提供する事業体を携帯電話事業者とは別会社として分離することが良いのではないか。これにより、例えば、a u 端末から i モードを使うことができるようになる。(オブザーバ)
 - メールアドレス・ポータビリティには様々な手法があるものと考えている。検討して、プレゼンテーションの中で御説明したい。(オブザーバ)

- 携帯電話事業者の提供するメールサービスの持つ機能を、サードパーティにも提供して欲しい。(オブザーバ)

- 卸契約でのサービス提供が参入手法として最も容易。(KDDI 資料について) P9の卸料金プランの標準化というのは、モバイルビジネス研究会でのもののイメージで良いか。(オブザーバ)
 - そのとおり。まだ具体的な解は出せていないが、今後も努力していくという趣旨である。(オブザーバ)

- プラットフォームをオープン化して水平展開した場合の責任はどのように分担されるのか。また、メールアドレス・ポータビリティについては、本質はアーカイブ化されている情報を利用者が自由に出し入れ出来れば良いのであるから、この権利を利用者に与えるという方法と、プラットフォームを相互に連携させるという方法がある。このどちらが良いと考えるか。(構成員)
 - 利用者はグローバルであるのに、規制が対応できていない。これまでは利用者も事業者も日本国内という前提があった。今後はリテラシーの向上に努める等、国際競争力の発展を妨げない形での行政の関与の在り方を検討する必要があるのではないか。(オブザーバ)
 - 現在の垂直統合型ビジネスモデルでは、コンテンツまで含めて携帯電話事業者が責任を持ってサービスを提供している。また、卸契約であれば、利用者へのサービス提供は卸す側が全て責任を持って行っている。これが参考となるのではないか。(オブザーバ)
 - 利用者からすると、サービスを利用する場合に、サービス提供者と利用者との間に何社存在しているかは分からないので、利用者に対して直接契約する事業者が一義的には全ての責任を持つ、その後ろは事業者間での取り決めであると考えべき。またこういった観点からは卸か相互接続かというのは事業者間のことなので別の議論であり、サービス利用者からみた実態として違いは無い。(オブザーバ)
 - 例えばPCでインターネットにつながらない場合、その責任はISPなの

かメーカーなのか、ソフト会社なのか明確ではない。結局は何をそれぞれの企業が売っているかであり、利用者によって差があるものでもある。(オブザーバ)

○(三井物産資料について)「ボンジョルノ」について、より詳しい説明が欲しい。これは、他メディアと携帯電話の課金機能を連携させるという意味で非常に進んだものであると考えられる。また、日本でも展開するのか。(オブザーバ)

→地域で規制が違うため、アジアでは展開を始めたばかり。日本の事情は異質であるため、まだ提供されていない。(オブザーバ)

6 今後の予定

本日の議論に関する追加の質問等を事務局にて取りまとめ、別途オブザーバから回答いただき、今後の議論の参考とすることとした。

また、次回会合については、6月5日(木)に行うこととし、詳細については追って事務局より連絡することとした。

以 上